

2024 年 4 月 30 日

倫理委員会で承認された治療法

当院の倫理委員会にて、下記の治療法が承認されました。対象者となられる方から同意をいただくことに代えて、病院ホームページにて情報を公開することにより投薬を実施しております。なお、本件について同意できない場合、診療において不利益を被ることはありません。この内容に関して拒否される場合やご質問がある場合は、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

記

実施内容	プロクロルペラジン静脈投与
実施責任者	医療法人協仁会 総院長 一番ヶ瀬 明
対象者	当院で悪心嘔吐に対する治療を受けられる患者
承認日	2024 年 4 月 15 日
対象期間	承認後から永続的に使用
概要	<p>【目的・意義】</p> <p>抗がん治療では、抗がん剤の副作用や病状の悪化に伴い、吐き気を催すことがあります。プロクロルペラジンは吐き気の治療によく使用される薬剤ですが、日本の添付文書では、筋肉内注射しか認められていません。しかし、がん患者では食欲不振、がん悪液質の影響で著しく体重が減少することもあるため、筋肉内注射の刺激が強く、吐き気の治療が困難となる可能性があります。</p> <p>一方、国内外のガイドラインには、プロクロルペラジンを静脈注射することで、吐き気の改善に効果があると記載されており、国内の多くの医療機関でも一般的に使用されています。上記理由により、当院では医師が悪心嘔吐の治療に対しプロクロルペラジン静脈注射を必要と判断した場合、その使用を認めます。</p> <p>【想定される不利益と対策】</p> <p>プロクロルペラジン注を静脈内投与することで、筋肉注射より血中濃度が上昇しやすく、錐体外路症状などの副作用が強く現れる可能性があります。副作用発現時は投与を中止し、症状に応じて治療を行います。</p>
お問い合わせ先	医療法人協仁会 本部 代表 072-823-1521

以上